

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	15	担当課	畜産課
法令名	家畜商法	根拠条項	3 - 1	許認可等の内容	家畜商免許の交付
家畜商法 (昭和24.6.10 法208) 最終改正 平成11法151					
(免許)					
第3条 家畜商になろうとする者は、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。					
2 前項の免許は、次の各号の に該当する者でなければ、与えない。					
一 都道府県又は都道府県知事が指定する者が行う家畜の取引の業務に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者					
二 前号に該当する者以外の者であって、その家畜の取引の業務(農林水産省令で定める業務に限る。以下同じ。)に従事する使用人その他の従業者として同号に該当する者を置くもの					
(登録及び免許証の交付)					
第6条 第3条第1項の免許は、家畜商名簿に登録することによって与えられる。					
2 都道府県知事は、第3条第1項の免許を与えたときは、農林水産省令で定めるところにより、そのものに対し、その家畜の取引の業務に従事する者の数に応じ、家畜商免許証を交付する。					
家畜商法施行規則 (昭和37.1.23 農令4) 最終改正 平成3農水令38					
(家畜の取引の業務)					
第5条 法第3条第2項第2号の農林水産省令で定める業務は、家畜の売買若しくは交換についての契約締結行為又はそのあっせん行為についての業務とする。					